

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成26年9月30日（火）午後2時～午後4時

2 場所

熊本地方裁判所大会議室

3 主催者

熊本地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者3人

熊本地方裁判所長 後 藤 真理子（司会）

熊本地方裁判所裁判官 松 尾 嘉 倫（刑事部部総括判事）

熊本地方検察庁 栗 木 傑

熊本県弁護士会所属弁護士 清水谷 洋 樹

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者を「経験者」と表示する。

## 第1 意見交換会

司会者

本日はお忙しい中、裁判員経験者との意見交換会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます熊本地裁所長の後藤でございます。どうかよろしく願いいたします。

私、今年の5月から熊本地裁で勤務しておりますけれども、その前、裁判員裁判にかかわってまいりました。裁判員裁判が施行されました時には東京地裁で、その後は千葉地裁で、今年の4月まで実際に裁判員裁判を担当してまいりました。この裁判員裁判は平成21年5月の施行から5年を経過いたしまして、国民の皆様の御協力、裁判員となられた方々の誠実な対応により、おおむね順調に推移してきたと思われます。同時に法曹実務家の側では、その在り方について日々研究を重ね、さらによりよい方法を研究する余地があるのではないか、その進行方法について改善の余地があるのではないかとも言われております。

本日の意見交換会の目的は大きく申し上げて二つあると思います。一つは、広く裁判員経験者の声を国民の皆様にも知っていただき、今後、裁判員となられる方々の参考にしていただくということでございます。もう一つが、普段、裁判員の方のお声を直接お聞きする機会の少ない法曹実務家の方々に裁判員経験者の方の生の声をお届けして、今後の執務の参考としていただくというこの二つに目的があると思います。したがって、今日のお話も素直で率直な御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日、御出席いただきました方に自己紹介をしていただきたいと思います。まず、法曹関係者のほうから、栗木検察官お願いいたし

ます。

検察官

熊本地方検察庁の検事の栗木と申します。本日はどうかよろしくお願  
いいたします。

弁護士

弁護士の清水谷です。熊本県弁護士会の刑事弁護センター委員会委員  
長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判官

熊本地方裁判所刑事部の裁判官、松尾でございます。どうぞよろしくお  
願いいたします。

司会者

それでは、裁判員経験者の方々から全体的な感想をお話しいただきたい  
と思います。最初に、どのような事件で裁判員をお務めいただいたかにつ  
いては、私から簡単に御紹介をさせていただきたいと思います。その上で  
裁判員を経験された今感じておられることは、どんなことなのかというお  
話をいただきたいと思います。

まず、1番の方の事案でございますが、たくさんあるんですが、その中  
心は、保険金を得る目的で知人を自動車でひき殺したというものでござい  
ました。それに関連して四つの事件があり、合計五つの事実で起訴された  
ということでございます。主要な事実については争いがなく、一つの強要  
未遂の事実については争われていましたが、主な争点は量刑ということに  
なったと思います。6日間にわたって審理と評議が行われました。検察官  
が無期懲役を求刑したのに対して、弁護人は懲役18年が相当であるとの  
意見を述べ、最終的には無期懲役の判決となったと、こんな事案だったと  
思います。

では、1番の方、今の感想をどうぞ。

経験者 1

一番最初に裁判員をお願いしますという封筒を手にした時に、裁判をするのは無理じゃないかというのがありました。普通の一般の主婦ですので、知識も何もないので、ちょっと考えました。でも、経験することもないし、社会に少しでも貢献できればと思って、一応順番どおりにまずは出してみよう、途中で無理だと思ったらやめようと思って、まず順番どおりに手続を踏んでいくと大丈夫、いろいろ分からないこととかは質問できたりできましたので、裁判所からも割と具体的にどうですかという連絡が頻繁にありましたので、最終的に参加するというに至りました。なので、まずは迷っていらっしゃったら、手続を順番に踏んでいかれて判断したらいいかなと思います。最終的に私は参加してとてもよかったと思っています。

司会者

ありがとうございます。裁判所に来る前に随分迷われたということなんですか。

経験者 1

そうですね、ほかの方はどうか分かりませんが、ほとんど子育て中心の生活でしたので、そういうところに自分が出て行って、自分の考え方を述べるとか、そういうことを想像したこともなかったですし、また、そういうところに立って発言して大丈夫かなというか、自分の考えが間違っていたりとか、1人の人間というか、人の将来もかかっていますので、そういうことをやっぱり考えますね。それで、どちらかというに参加しないでよければ、しないでおこうという考えから始まりました。

司会者

終わってみたら、今は行ってよかったと思ってくださっていると。

経験者 1

そうですね、やはり自分のいろんな経験がなくても、そういう専門的な

知識がなくても、一市民としての考えとか感じ方とか、そういうのをとても大事に取り上げてくださいます、分からないところも分かりやすく説明してくれました。そういう意味では、何も身構えることもなく、毎日毎日自分の中でいろんな方たちと話をして話し合っ、自分なりの考え方とか、自分なりの感性、そういうのを一生懸命考えてその裁判に臨むことができたので、いろんな意味で、テレビで裁判とかが出るたびに、あっ、こんなふうに細かいことまで、本当に小さなことまで考えて判断を下しているんだなというのがとても自分の中で身近に分かったというか、経験ができるので、テレビとかでそういう裁判員の裁判が出た時に、きっと私と同じように参加された方は、自分の考えとか自分の感性を、考え方を素直にというか、何も知識がないからとか、そういうことを気にせずに、多分一生懸命考えられて裁判に臨まれているんだなと思っていつも見えています。

#### 司会者

ありがとうございました。では、2番の方をお願いしたいと思います、事案の御紹介を私のほうからさせていただきます。

事案の概要は、通行中の若い女性から現金を奪おうとして、殴ったり首を絞めたりして現金を奪って、その際、全治2週間のけがを負わせたという強盗致傷と、その被害者が抵抗できない状態にあることを利用してわいせつな行為をしたと、こんな事案だったと思います。事実関係は争いがなくて、量刑が争点というふうにお聞きしました。4日間にわたって審理と評議が行われました。検察官の求刑が8年で、弁護人のほうの刑の意見は7年を超えない刑というふうに言われて、判決で懲役7年とされたものだという事だだと思います。

では、全体的な感想をお願いできますでしょうか。

#### 経験者2

私も1番の方と同じような感じなんですが、ちょっと違う部分もありま

す。去年、裁判員の名簿に登録されましたという通知が来た時には、すごく期待でわくわくしたというか、何があるんだろうと思って、年が明けて春ぐらいですかね、今度来てくださいと、選ばれましたという時には本当に何か不思議な感じがしたんですね。5月に生まれて初めて裁判所というところに来てみて、考えていたのと全然違って、非常に明るいというか、もっとテレビであるようなところなのかなと思ったら、イメージから全然違って、非常に丁寧に案内してもらって、あれよあれよという間にくじ引きで決まりました。自分の番号があった時には本当に、その時点までは全くやじ馬的な、何か面白いなということだったんですが、やっぱり実際に法廷の中に入ってお話や、やり取りを目の前で聞いてみると、全く身が引き締まるというか、そういう気持ちもしました。昔から刑事が主人公の映画とかドラマとか、犯人を捕まえるところまでなんですね。捕まえたらこれでおしまい、そこから先というのは知識としては知っていても、中身のことは全く分からないし、知りようもなかった。その部分が目の前で行われるというのは非常に新鮮な、本当に今までなかった経験をさせていただいたんですが、今回、犯人が事実については争わないと。量刑についてとって、実は私はここが本当に一番分からなくて、単純に何年がいいのか、検察と弁護人もちょっと食い違っている部分があるし、それにこだわらずに自分の見解をと言われると、実際自分の見解って何もないんですね。

ちょうど個人的には被害者と同年代の娘なんかもいたもんですから、自分が親だったらと考えるとものすごい大きな刑をと思う部分もあるし、いろんなかつてのというところを事例を紹介してもらおうと、またそれで考えが変わるしというような4日間だったと思います。結果的には、今思えば、非常に濃密な時間でもあったし、ただ、そのほとんどは考える時間、家に帰っても含めてずっと考える時間で、果たしてそれが正解というのはもちろんないと思うんですね。よかったのかどうかというのはいまだに自分

でもちょっと疑問は持っています。

#### 司会者

ありがとうございました。それでは、3番の方をお願いしたいと思いますますが、まず、事案を御紹介いたします。

3番の方の事案は、被告人が自宅のカラーコピー機で一万円札の表と裏をコピーして一万円札を偽造しようとしたんですが、裁断しないまま中止して未遂に終わったということで起訴されたものと、その事件で保釈されている最中に2回にわたって窃盗に及んだと、こういう三つの事実で起訴されたものでございました。被告人が実行した行為については争いはありませんでしたけれども、作り上げようとした偽札、それが通貨偽造の未遂に該当するかどうかという点、法律的な問題でございませけれども、この点について弁護人のほうが争ったということ、それから3回の犯行を侵した当時、被告人が病気にかかっていたために被告人に完全責任能力が認められるかどうかという点が争われたと、こんな事実だったと思います。4日間にわたって審理と評議が行われて、検察官の求刑は懲役2年6月、弁護人は執行猶予付きの判決を求めて、判決では懲役2年6月、執行猶予4年と、こういうこととございます。

全体的な感想を3番の方、お願いできますでしょうか。

#### 経験者3

全般的に言いますと、もうお二人の方と全く一緒に、ただ、個人的に、私、6月に大病を患って手術して療養していたんですけども、このお話があって、軽い気持ちというか、療養中だから行ってみるかというノリで来たんですけども、本当に裁判長なり裁判官の方には親切にさせていただきました。裁判所に来たのも初めてだったし、その内容的なものもほとんどゼロからのスタートだったんですけども、全般的に全部教えていただいたような感じで、来てよかったなというのは本当の自分の印象でござい

ます。

ただ、判決について、やっぱり自分の意見がその人の人生を変えるんじゃないかなろうかと、夜中ちょっと考えたら、とうとう眠れないときもありました。事案に対しては殺人事件とかじゃなかったもんですからよかったですけれども、やっぱり自分の意見がその人の人生を変えるんじゃないかなろうかなと思って、ちょっと考えさせられたところがありました。でも、参加して本当によかったなと思っております。

#### 司会者

ありがとうございました。それでは、少しテーマを絞らせていただいて、まず、いろいろな御意見をお聞かせいただく前提として、裁判でいろいろな証拠が出てくるわけですけれども、そういった審理が分かりやすく皆さんのところまで届いているのかと、こういうところをお聞きしたいと思うんですね。

何を、どの点について判断することを求められているのかとか、この事件のメインテーマは何なのかというのを最終的にはお分かりいただいたと思うんですけれども、そういうものが割と早いタイミングから分かっていたのか、それともどんなタイミングでお分かりになったのか、証拠関係がどうなっているかというのをどの段階でつかむことができましたか。どなたでも結構なんですけど、いかがですか。3番の方。

#### 経験者3

争点のところ、私の場合は通貨偽造か模造かというこの点について、普通の人がつきに見た時の判断でということで、つきというのがその次元で、どういうときのつきかというので判断が皆さん分かれたんですね。こういうちょっとした言葉の表現の仕方でやっぱりいろいろ考え方が変わるんだなと、その時初めて思いました。ちょっと言葉尻のそういうので、今回いろいろ勉強になったなと思っています。



司会者

恐らく皆さん方，一番最初に選ばれて，その日の午後から審理がスタートして，そして起訴状を読まれて，それから被告人の罪状認否というのがあって，あと冒頭陳述とあって，それぞれ検察官や弁護人の御主張を聞かれたと思うんですけども，そこまでのタイミングでこの事件はこんな事件なんだという全体像がつかめたかどうか，こういう辺りはいかがでしたか。例えば，1番の方，資料を見せていただくと事実が五つあって，すごくたくさんのお事実を最初から説明されたんでしょうかね。何かその辺りで感想とかございますか。

経験者 1

まず，名前と一つ一つの事件を整理するのにやはり1日掛かりました。覚えられるかなと思ったぐらいどうかと，最初からギブアップしかけたんですけども，順番に説明を聞いて，話し合いをしているうちにやっぱりまとまってくるので，私の場合は，やはり1日は掛かりました。

司会者

何かこういうふうに工夫してくれればもっと分かりやすかったのにとか，そんな御提案とかありますか。

経験者 1

そうですね，できれば選ばれたその日じゃなくて，ちょっと前に教えていただいたらありがたいですけども，そういうわけにはいかないですね。

司会者

事案についてですかね。

経験者 1

はい，ちょっとまとめてから来たら入りやすいかなと思ったんですけども，でも，そこは一生懸命，選ばれた限り頭にたたき込みましたので，

ぎりぎり大丈夫でした。

司会者

ありがとうございます。

固有名詞がすごくたくさんあったように思うんですけども、法廷での証拠調べが進んで、評議室に戻って、また復習しながら頭にたたき込んでいったと、こんな様子になるんですか。

経験者 1

多分、頭に入りやすいように、分かりやすいところから流れに沿ってとか、そういうふうに考えて多分、裁判長さんとかが説明されたんだと思います。それでメモを取って、やはり関連した一つの事件なので、その流れを分かりやすくしてくださったのが一番、メモに取ったりする時間を下さったりとか、分からないところは「分かりません。」「覚えられません。」みたいに言えたので、そこは1日あれば大丈夫かなと。私の場合の事件の人数と事件の数からいけば1日、1日半ですかね、それで大丈夫。できたら、ちょっと早く教えていただいたら助かります。

司会者

ありがとうございます。

2番の方は、何か証拠の内容を理解するについて御苦労された点とかございますか。

経験者 2

私の事案に関して言うと、登場人物が被害者と犯人の1人ずつということもあって、長い期間にわたるものでもなく、ある日のその瞬間の出来事を中心にしてということだったので、むしろ、何か頭の中に再現ビデオというか、よく事件があるとワイドショーなんかでしますけど、ああいう感じの事件絵図ごとに起きていったことというのは、意外とこの事案に関しては分かりやすかったので、それ自体はそんなに悩むところはなかったで

す。ただ、やっぱり非常に不思議な行動を犯人が取る部分もあって、その事件の後にコンビニの防犯カメラにいっぱい映っているところでタクシーに乗ってみたりとか、シャツをそのまま捨てていたとか、いろいろ証拠も残していたりして、そういったところの不思議さというか、むしろそっちのほうが一番頭には残っております。

司会者

お医者さんの診断書が本件の証拠になっていたというふうにお聞きしているんですけども、その関係では資料としては分かりやすかったですか。

経験者 2

そこが実は、私にとって一番難しいところで、A（ある疾病名（以下「A」と略称する。）という、多分耳にしたことはあったんだろうと思いますけど、きちんと聞くのは初めての、病名なのかどうかも分からない。それによってどういう人の行動が損なわれたり起こされるのかも分からない中で、これが一つ原因なんですよというのが最初のポイントに見えたものだから、それってどういうものなのかなと、お医者さんの診断にも明らかに何がという書き方はしていなくて、本人の行動がおかしいのはAだからです。的なことで、じゃAって何ですか、変な行動をするものです。じゃ、変な行動をするのはなぜですか、Aです、と。何周も回っちゃうような、そういうやり取りがずっと目の前であったことがあって、だからどうなんだかが最後まで分からなかったというのがあります。

司会者

その点に関しては診断書だけが調べられて、特にお医者さんなどの説明がなかった、証人として調べるようなことはなかったというふう聞いていますけれども、その辺に関して何か御希望とかはありますか。

経験者 2

例えば酔っぱらい運転なんかそうですね、アルコールをとったこ

とによってどうなるというのは、普通、常識的に分かりますから、そのぐらいの何か説明があって、しかるべくして起きたのかどうかというのを含めて判断の材料となったらよかったかなと。少なくとも、その時には希望はみんな裁判の中で出たんですけれども、それによって弁護人のほうからどうこうというのはなかったもので、分からずじまい。あったらよかったなという気は今でもします。

司会者

ありがとうございます。

あと、3番の方はお医者さんの証人尋問をお聞きになっているというふうに資料から拝見したんですけれども、かなり専門用語などが飛び交ったりしていたんでしょうか、それともその辺りのところはよく御理解いただけましたか。その時の感想なども含めて、もしあれば。

経験者3

弁護人から、B（Aとは別の疾病名（以下「B」と略称する。））というか、そういうのが出たんですけれど、初めて聞いた言葉でどういうあれかということで分からなかったんですけれど、審理の途中でこういうことですよということで、証人の先生の話を知ったりして、その裁判の途中で徐々に分かってきたというのが本当のところですね。

司会者

そういうのが分かるためには、お医者さんの話を聞いて役に立ちましたか。

経験者3

大分、役に立ちました。

司会者

お医者さんの話というのは分かりやすかったですか。

経験者3

ちょっと一部専門的なものが交じったりなんかしましたけれども、全体像としてはある程度理解できたと思っております。

司会者

今、「ある程度」とおっしゃったんですけれども、周囲の皆さんもよく分かっているような雰囲気でしたかね。

経験者 3

ほかの方も分かっているんじゃないかと思ったんですけど。

司会者

今、専門用語というお話が出てきて、例えば、医学用語が出てきたり、法律用語が出てきたり、そういったものが出てきた場合にいろんなところでかみ砕いた説明というのをさせていただけていたでしょうか。その辺りのところはいかがですかね。

経験者 3

細かなところまで言っていたらいるんだろうと思ったんですけど、私自体がその小さなところまではちょっと見落としたところがあって、病状に関して、私自体ちょっと考えたのが、やっぱり前後の行動パターンといますか、生活パターン、そういうのを踏まえて、その病状がどうあるものかなというのをその時、自分なりに考えました。

司会者

自分なりにお考えになるについて、いろんな証拠関係があって、それは消化して理解した上でお考えになることができたというふうにお聞きしていいわけですね、そうすると。

経験者 3

はい。

司会者

ありがとうございます。例えば、ここの証言のところがよく分からなか

ったとか、この証拠の意味が分からないとか、何か疑問に思ったりする場面ってあったりしましたかね。そして、もしあったとしたら、それはどういうふうに解決されたのかなというのが知りたいところなんですけれども、そんなことはなかったですか。

経験者 3

私自体はなかったですね。

司会者

1 番の方いかがですかね。何か分からないことは裁判官に質問したりされたんですか。

経験者 1

もう申し訳ないほどしました。

司会者

それは法律的なことについての質問なのか、事実についての質問なのか、いろんな質問が考えられるんですけれども、いろいろされたんですかね。

経験者 1

そうですね、私以外の裁判員の方もいろいろ質問されている方も多かったので、自分だけではなくほかの人の質問の内容も聞いたので、そういう意味ではいろんなことを質問しました。

司会者

きちんと説明してもらえていましたか。

経験者 1

はい。こんな変な質問していいのかなというような質問もしたんですけれども、きちんと裁判を分かりやすく、私たちが分かるように説明はしていただきました。

司会者

多分、評議室でそうやって裁判官が説明するということは、逆に言うと、

法廷で聞いただけでは分からなかったということにもならないかなと思うんですね。そこが心配なのでお尋ねしたいんですけども。

経験者 1

そうですね、裁判をしているところでは、そういう質問は全くしなかったですけども、部屋の中では、一つのことに対して本当に細かいことまで、いろんな角度から判断しているんだなというのを初めて知りました。

司会者

ありがとうございます。あと、法廷で、例えば証人の声が小さいとか、被告人の声が小さいとか、早口だとか、そういうので聞き取りにくいとか、そんな感想というのも時々耳にするんですけども、そんな御経験はありましたか。3番の方、うなずいておられるようですが。

経験者 3

被告人の方の声が小さくて、やっぱり聞き取りづらかったもので、その時裁判長のほうから、「もう少し大きく声を。」ということで、それからよかったですね。

司会者

聞き取りにくいということは、どなたか裁判員の方から裁判長のほうにそういう情報が伝わったということによろしいんでしょうか。というのは、みんなが聞き取りにくいと考える人もいるでしょうし、あと、配席の関係とか、年齢の関係とかいろいろあって、聞き取りやすい人と聞き取りにくい人が出る場合もあったりするので、ちゃんとそういう情報は裁判長のほうに集約されていたかなというのをちょっと心配してお聞きしているんですけども。

経験者 3

あの時、裁判員の方全員だったと私は思います。裁判長のほうもやっぱり聞きづらかったんだらうと、全員聞きづらいと、また声が小さかったも

んですから、ただ、裁判長のほうから促してもらって言っていただいたので、その後はかなりよく聞こえるようになりました。

司会者

ありがとうございます。そういう困ったことというのは裁判官のほうに言いやすい雰囲気にはなっていましたですかね。もし困ったことがあれば、聞こえないとか見えないとか、それは大丈夫な雰囲気でしたか。

経験者 3

言う前に裁判官に言っていただいたもんですから、よかったです。

司会者

ありがとうございます。あとは、いろいろ証拠調べなんかがあったと思うんですけども、途中で集中力が途切れるとか、退屈だったとか、そんなことというのはありませんでしたか。はい、じゃ、2番の方どうぞ。

経験者 2

集中力が途切れるということは、私のほうでは全くなかったんですけども、今、ちょっと証拠という話が出たんですが、証拠写真の中に、被害者と加害者に見立てて、こういうふうに首を絞めましたとか、こういうふうに触りましたという写真が何点かあったと記憶しているんですけど、今回、その被害者の方は非常に小さな女性の方で、それで犯人は体格を見て、これなら強盗がうまくいくんじゃないかというふうな判断をしたというようなストーリーもあったんですけども、写真を見ると、非常に体格のいい男の人2人が組んずほぐれつと、ありやりやという、臨場感がないというか、説得力のない写真をこれまた持ってこられたなというのはちょっと思いました。

司会者

いわゆる犯行再現写真と言われるものだと思うんですけども、余り臨場感がなかったと、そういう感想を持たれたんですね。なかなか小柄な警



察官を見付けるのが難しかったのかもしれませんがね。ちょっとそこは分かりませんが。ありがとうございます。

例えば、たしか1番の方ですと、被告人の話を延々と丸1日近くお聞きになっている日があったように思うんですけども、そういったときはどんな感想をお持ちですか。

経験者1

もう、とにかく一応被告人の方は認めていたので、それでもどうかというのは審理しないといけなかったもので、嘘を言っているのか、どこが真実なのかというのを聞くためにやっぱり集中はできました。

司会者

かなり集中して被告人の話を聞いていただいたと、こういうことですね。

経験者1

そうです。

司会者

そうやって1日法廷に座られて、被告人の様子とか、証人の様子とか、傍聴席の様子なんかはよく見ることはできましたか。1人ずつ伺っていきたいと思うんですけども、1番の方から、どうですか。

経験者1

暴力団関係の裁判だったので、とにかく怖くて、関係者の方が来られているんじゃないかと思って、私の顔を知られるんじゃないかと思って心配もしましたね。とにかく検察官の方を毎日じっくり見ていました。

司会者

じゃ、2番の方、どうですか。

経験者2

傍聴人の方、非常に少なかったもので、少ない時は10人ぐらいだったかなと思うんですけども、後で聞いたら、勉強のために聞いていらっしや

る方もいるんですよということで、そうして考えると、ほとんどいかなかったもんだから、逆に、壇があつて結構高い所に座りますから、非常に見晴らしがいいなというか、そういう感想はあります。

司会者

3番の方、どうぞ。

経験者3

全体を集中して聞けたかということなんですけど、午前中はよく集中してできたと思うんですけども、お昼をとって休憩が終わって、それからもうちょっとあくびをこらえるのが正直なところで、休憩でコーヒーをちょっと頂いて、それからまた気を入れ直してできたというのが正直な感想です。

司会者

やはり1日法廷に座るという経験がそれまでないわけですから、すごく大変なんじゃないかなと思うんですよね。そうすると、お食事した後というのは非常に大変な時間かなというふうに思うので、素直な感想を言っていてありがとうございます。何かそういうところでも、こんな工夫してほしかったみたいなことがございますかね。

経験者3

時間的に、午後からの中で休憩が入ったもんですから、あれでちょっと助かったような気がします。そこでちょっとスイッチ入れ替えができたと思います。

司会者

早目に休憩とってほしいと、こういうことですね。

そうやって審理の中で、どういうテーマについて自分たちは判断しなければいけないのかということを理解しながら、証拠調べを見ていただいて、その後で評議、意見交換をしていくと、こういう流れになっていったと思

うんですけれども、少しテーマを移して、評議で十分な意見交換ができたかどうかというところをお伺いしてみたいと思います。

どういうテーマについて評議で議論することがこの事件では求められているのかというのは、早い段階で理解できていたということによろしいんでしょうか、お三方とも。

じゃ、そのテーマについて証拠関係がどうなっているのかということを確認に自分なりに理解できていたのかというのを、今、振り返って考えていただきたいと思うんですけれども、それはどうやって理解を深めていったのかというのは、何か工夫された点とか、思い返してみているかがですか。

じゃ、証拠調べ終わりましたと、評議室に戻りました。じゃ、これから意見交換しましょうという場面で、あれ、あの人が何て言っていたっけとかって、やっぱり忘れていた部分とかはあるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですかね。どなたか何か御意見ございませんか。はい、2番の方、いかがですか。

## 経験者2

私たちの事案に限って言うと、どうやって殴ったのか、その程度はどうだったのかというのはかなり検察官のお話しが出たし、それに対しては本人に対しても聞いて、右手が先に出た、左手が先に出たとか、いろいろやりましたので、むしろ詳しく分かって、持ち帰ってもその事実というか、何が起きたかというのはなかったんですが、ただ、結果として、最初に紙で見た時には、この被害者の人はとんでもないことになっていたと思ったらそうでもなかったりとかあったので、結局、やったことと被害の大きさ、結果と、どっちに重きを置いて考えるんでしょうねという話は散々したような気がします。

## 司会者

評議を進めていく中で、自分なりの御意見というのをそこに、内容はと

もかく十分な意見交換ができたかどうかというところについてはどんな感想をお持ちなんでしょうかね。

じゃ、3番の方どうぞ。

経験者3

本件で争点になったのが通貨の偽造か模造かということで審理されたんですけれども、最初の判断で、やはり耳で聞いて、その後、控室に戻って、証拠品として使われたものと同じような・・・。

司会者

評議の内容は余り細かいところはいいんですが、評議で意見交換に参加できたかという、そのところをぜひお聞きしたいんですけれども。

経験者3

すみません。僕は参加できました。細かい点まで自分なりの判断はできたと思います。

司会者

仮に1人で考えているより、裁判員6名と裁判官3人で合わせて9名が加わるわけですけど、そういう意見交換をしたことで議論が深まったとお感じになったかどうかというところも感想をぜひ聞いてみたいところなんですけれども、いかがですか。

経験者3

やはり皆さん自分の考え方があって、いろんな意見が出たんですけれども、それを聞いていると、やっぱり徐々に意見が一本化するとか、なってきたと思います。審理が尽くされてきたなという感想はあります。

司会者

無理に一本化する必要はないと思うんですけれども、自然に一本化されたのは、何かお互いに意見を交わすことによって納得して一つになっていったと、こういうふうに理解してよろしいですか。

経験者 3

そうです，こういう意見もあるんだなと自分なりに，やっぱり違う意見も出たので，それで，あっ，そういう考え方もあるんだというふうにだんだん合わさっていったんじゃないかと思います。

司会者

ありがとうございます。評議について意見交換が十分にできたと思うかどうかというところについて，ほかの方の御意見も伺ってみたいんですけども。2番の方どうぞ。

経験者 2

私自身はしゃべるほうだなというのは考えましたが，何しろ裁判員6人は全くの素人なので，それぞれの自分が感じた疑問を発して，裁判官の方がアドバイスしたりとか，お互いにこれ分からないな，私も実はそれよく分からなかったというような議論は本当によくできたと思います。シーンとして迎えて，ふーんみたいなことはほとんどなくて，誰かが何か意見を言って，みんながそれを考えながら解決していくというやり方が非常によくできていたなという気はしました。

司会者

1番の方はいかがですか。

経験者 1

まず，一つの結論が出た時に，果たしてそれが正しいというか，きちんと納得した結果なのかと出した時に，では，違う角度から考えてみましようという話にもなりまして，別の角度から，例えば，逆の立場に立ったりとか，そういう角度を変えた見方をして，さらに判断を仰ぐというか，それでも本当にそうなのかというのを何度もやりましたので，最終的には本当に納得して，そうだという確信を得て進んでいったと思います。だからよかったと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、時に評議というのは裁判官に誘導されていないかと、こういうのを心配される方もいらっしゃるんですけども、そういう点について何か感想はいかがでしょうか。ございますか。

経験者 1

誘導はないと思いますね。裁判官の立場で、経験上で話はされるんですけども、裁判官の人数よりも裁判員の人数のほうが多いので、それはないと思います。

司会者

ほかの方、何かございますか。

経験者 2

実はそれが一番心配というか、自分が裁判員になったとしても、結局、裁判官の言われるがままに、はい、そうですねで終わっちゃうのも嫌だったし。というのはみんな恐らく6人様に同じような考えだったと思うので、必要な情報は裁判官にいただきながら、でも、正しいかどうかは別に、それが自分の意見だから自分で言うんだというスタンスでみんな話ができていたなとは思っています。

司会者

ありがとうございます。3番の方はいかがですか。

経験者 3

全く2番の方と同じです。

司会者

ありがとうございます。

それでは、ちょっと違うテーマに移らせていただきたいと思いますと思うんですけども、裁判員をお務めいただいている負担感、特に精神的な御負担とかお仕事などとの兼ね合い等、いろいろな御負担を掛けていると思うんですけ

れども、その点について少しお伺いしたいと思います。

一つは、選任された日の午後から審理が始まって、選ばれたということで、かなり緊張されている上に、もういきなり法廷に座って審理が始まるということで御負担ではなかったかなというふうに思うんですけども、これが翌日とか間に1日置いてとか、選ばれた後でちょっと置いてからやるということも今考えられているんですけども、御自身の経験でどちらのほうがよかったかなというのをもし御意見等ありましたらお伺いしたいんですけども、いかがですか。どなたでも。じゃ、2番の方どうぞ。

経験者2

私の場合、仕事がちょうどそんなに何かプロジェクトがある時期でもなかったし、終わってから職場に帰って仕事ができるような環境でもあったので、むしろ1週間の間で終わってしまったというのは、やり方としては、私の場合はとてもよかった、結果的によかったと。

司会者

3番の方どうぞ。

経験者3

私もちょうど手術後の療養中だったものですから、非常によろございました。

司会者

全体の期間が短いほうがよかったと、こういうお話しですかね。さっき1番の方は少し日を変えてみたいなお話をされていたように思うんですけど、どうですか。

経験者1

私の場合は、人数と罪状が多かったので、それを整理するためにいったん家に持ち帰る時間をいただいてもよかったと思いますけれども、長くなるのも困りますし、その辺はちょっと難しいところだと思いますけど。

司会者

ありがとうございます。それで、審理の途中、かなり毎日お疲れになったかと思うんです。たしかさつき3番の方ですかね、眠れない日々があったというふうにおっしゃったかと思うんですけれども、裁判が終わるまでの間、かなり精神的な御負担というのは感じられたんでしょうか。皆さん眠れなかったんでしょうか。3番の方。

経験者3

先ほど言ったのは一晩だけだったんですけど、その後は慣れじゃないですけれども、その後は意外とスムーズに眠れたと思います。

司会者

そうですね、それはよかったです。眠れないというところまではいかないにしても、食欲が落ちてしまうとか、何か考え込んじゃうとか、やっぱり御負担に感じたりしたことはございますか。1番の方とかいかがですか。

経験者1

私も眠れなかったです。まず最初に眠れなかったのが、一番最初に殺人現場の写真を見た時、それはちゃんと工夫はされていたんですけども、1日だけ、その日だけ、夜、目をつぶるとその場面が浮かんで来て、怖くて、ちょっと一晩だけ眠れなかったです。あとはやはり判決がこれでよかったのかどうかというので、ちょっとしんどいというか、きつかったです。

司会者

じゃ、2番の方もいかがでしょうか。

経験者2

私は本当に何というんですか、高揚感というか、次は、明日何があるんだろうというような、どっちかという、言葉はおかしいかもしれませんが、楽しんで、そういう意味では、本当にその期間中、精神的にとか肉体



的にとかいうのは全く何も感じませんでした。

司会者

ありがとうございます。恐らく判決を宣告する時緊張されて、終わった後、お疲れさまでしたということで御自宅に戻られたその直後と、それから何か月かたった、人によってどのぐらいたっているかは違うわけですが、今とで、その負担感というのについての感想が違ってきたりしていますか。

例えば、3番の方とかは、眠れない日もあったかもしれませんが、裁判の途中でもう眠れるようにはなったんですね。判決を終わられた直後の感想、負担感と、今お感じになっている負担感とでまた違ったりしていますでしょうか。何か御説明いただけるとありがたいんですが。

経験者3

終わった時点で正直言ってほっとしたのが一つと、あと充実感といえますか、これでやっと終わったんだなというので感無量といえますか、そういうのを感じました。その後ですけれども、やはりいい経験をしたなということで、欲が出たと言うとおかしいですけれども、もう一回何か出てみたいなという自分なりの欲が出てきたのは確かですね、その後ですね。今回の意見交換会もそういうので参加させていただいたということは私の気持ちです。

司会者

ありがとうございます。1番の方も審理の途中、眠れない日があって、判決の時もまたかなり御負担に感じていたんだろうと思いますが、その後、少し時間がたっているようですが、いかがでしょうか。

経験者1

今ここにいるということは、やはり私も3番の方と同じで、もしもう一度機会があれば参加したいと思います、逆に。とても判断を考えて精神的

にきつかったんですけれども、それは今ではいい経験だと思っていますし、もし機会があればもう一度参加して、この裁判について考えたいと思っています。

司会者

ありがとうございます。途中、結構大変だった思いから通常の生活に戻れたのは、例えば、何日、半月後だったとか、何かそんな感想とかはございますか。すぐ通常の精神的な状態にお戻りになることはできましたか。

経験者 1

やはり何度も思い出しました。テレビで判決が出たとか、福岡高裁のほうでどうなったとか出ましたので、そのたびに6日間の話し合いはどうだったのかと自分で何度も何度も思い返してみても、やはりいろんな角度で考えて審理したので、きつかったのはその時なので、その後では納得と私が言うのも変ですけども、どう言えばいいんでしょうか、自分なりに納得できた日々というか、判決というか、経験だったので、そのことを踏まえただ上で、もっとちゃんとできるんじゃないかという意味でも参加したいという思いに今はなっています。

司会者

この経験を前向きに捉えてくださって、次のステップにもう一段上に上がれるようなお気持ちになることができたというふうに理解してよろしいですか。

経験者 1

そうですね、それだけ充実したというか、いろいろ考えさせられた日にちだったと思います。

司会者

それは判決が終わってから程なくそういうふうにお考えいただけたというところでよろしいんですか。

経験者 1

そうですね,やはり思い返して,何度も何度もどうだったのかと考えて,しばらくたってからそう思いました。

司会者

例えば,半月とか1か月とか,思い返している期間というのは長かったんですか。

経験者 1

そうですね,どれぐらいだったですかね,ちょっと大分時間がたっていますので,二,三か月は考えました。

司会者

ありがとうございます。2番の方は非常に前向きに捉えてくださっていましたけれども,それでも通常の生活とは違う御経験をされて,精神的な御負担というのは感じられているところはあったんでしょうか。

経験者 2

ダメージというような意味での精神的な負担というのはいないんですが,ただ,毎日のように犯罪というのは起きていて,被害者がいて,加害者がいて,たまたまその中の一つの事件について私たちが判決を下すというか,量刑を決めるというような作業をさせていただいたんだけど,結局,裁判員制度というのが導入されてよく言われるのは,どうも世間の考え,同じような殺人事件だったり事件だったりしても,世間一般の人が考えるような罰と判決とが食い違いがあるのに対して,何か「我々庶民の考えを」的な部分があったと思うんですけども,いざその中に身を投じてみると,なかなかそれは制度としてもできづらい部分があるし,どうしても常識的,その常識という言葉がふさわしいかどうか分からないんですけど,ねらったようなことになってしまうということを考えると,私自身はほかの方と同じように非常にいい経験としてはよかったと思うし,またそういった機

会があればとは思いますが、もっと前に整理すべきことがあるんじゃないかなという気はします。

結局、私の場合には、検察は8年、弁護人は7年みたいな、この8、7という数字が最初に出てきた時点で、そういうものなのかなから入らざるを得ない。やっぱりおかしいよねと、傷害だったら15年だよねというような知識は何もない中で、そこから入って、実は傷害は15年なんですかなんていうところからやって、本当にど素人が4日、5日、どんなに頭をひねって考えても、出た答えが庶民の考えだからいいとも悪いとも言えないと思うんですよね。制度がただ間違っているということじゃなくて、そこをもうちょっと整理していただかないと。だから、私も無条件に次もと言いつらいかなという気はします。

司会者

ありがとうございます。いろいろな御経験を非常に前向きに、次のステップにつなげていかれようとしているという御発言に感謝させていただきたいと思います。

それでは、少しテーマを進めさせていただいて、これから裁判員となる方々へのメッセージということをそれぞれの方にお話しただければと思います。

裁判員のこと、裁判員制度のこと、いろいろなメッセージを送っているんですが、なかなか御理解いただけない。こんなことをしたらより理解できるんじゃないみたいな、もし御提案もあればそれもあわせて、こんなことが有効じゃないでしょうかというようなこともあれば一緒にお話を伺わせていただければと思いますけれども、これから裁判員となる方へのメッセージということで、お一人ずつお話しただけですでしょうか。じゃ、1番の方からよろしいですか。お願いいたします。

経験者1

そうですね、やはり封筒が来て、その内容を見て、出さなければもうそれで終わりなので、裁判所の方から連絡を頂いたら、何か後押しができるかもしれないと思います。

司会者

すみません、ちょっと分かりにくかったんですけど、呼出状の封筒が行って・・・。

経験者 1

そうですね、2番の方のようにちょっと楽しみにされている方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、まず、大変そうだし、時間も取られそうだし、ほかの方がやったださるでしょうという考えの方が割と多いと、個人的には思っております。なので、頻繁に送るとか、例えば、電話はどうですかね。

司会者

返事が来ない人に電話して催促しろと、こういう案ですね。

経験者 1

時と場合に。

司会者

じゃ、アイデアはちょっと置いていて、次、裁判員となる方へ自分の経験でこんなことをお伝えしておきたいということがあれば、ぜひお話しただけですでしょうか。

経験者 1

まず無理をして裁判員をすることはないので、段階的に順番を追って、自分ができる範囲で進めて、まずは前に進んでいって裁判員になられたら本当に想像以上にいい経験ができます。そこをどうやって皆さんに伝えたらいいのかなと私も思うんですけども、とにかく本当に経験した者じゃないと分からないぐらい、いろんなこと、勉強にもなりますし、裁

判官の方や弁護士の方とか検察官の方とお会いすることもほとんどないので、皆さんそれぞれの立場でお仕事といたしますか、そういうのは本当に身近に知ることができるので、事件ということも身近に知ることができるので、まず、ぜひぜひ参加されてください。

司会者

ありがとうございます。勇気を持って参加してください、こういうお話ですね。

じゃ、2番の方、お願いいたします。

経験者2

ちょっと難しいんですが、1点だけ言わせていただくとするならば、私、多分偏見だったと思うんですけど、裁判官の方って普通にとっても面白くて、ちゃんと人間味もあって、そんなドラマで出てくるような、人の形をしたロボットみたいな、全然違いますよと。とっても裁判所も含めていいところですよというのは本当に今回よく分かりました。

司会者

3番の方、どうぞお願いします。

経験者3

ぜひ参加していただきたいと私は思います。一生のうちに選ばれて裁判員になるというのは、自分でなろうと思っても絶対なれないんじゃないかと思ったんですね。こういういい機会に参加して、やっぱり自分の人生のプラスになるようなことができるというのは本当にうれしいことだと私は思います。私がその後変わったのが一つありまして、普通、新聞を読むときに社会面とか読むんですけども、その後は裁判員の記事が出れば逃さず細かく読むようになったというのが正直な感想です。

司会者

ありがとうございます。皆さん肯定的に捉えてくださっているように聞

こえるので、ありがたいんですけども、例えば、御自身の経験を周囲の方にお話しになる機会とかは何か終わった後ございましたか。

### 経験者 3

私は、地域の自治会のお世話をさせていただいているんですけども、裁判員の内容のことは余り言わないんですけども、いろいろ自治会の中でトラブルがあったとか、いろいろなものにこういう裁判の経験が実際に立つのかなと自分で思っていたんですけども、やっぱり自分なりにこういうのがあるから取りまとめとか、室内でのやり取りとか、そういう取りまとめが何かちょっと自分にはプラスになっているなど、自分なりに思っております。

### 司会者

例えば、会社とか、お近くのお仲間と経験についてお話しになったとか、そんなことはされたりはしなかったですかね。2番の方とか、いかがですか。

### 経験者 2

いや、裁判員になったという話はするんですけども、やっぱり事件が事件だけに事細かなことも言いづらい部分もあるし、言ったら駄目ですよの部分もあるもので、むしろ、それを言えない部分があるがために全体として言えないみたいな。「どうだったの、どうだったの。」と言われて、「いや、ここから先言えないからね。」と言うと、自分が嫌な人になっちゃうんじゃないかなという気もして、だから、職場ではもちろんもうみんな知っていますので、法廷で話されたのはこんなことなんだ、これ以上言えなくてという話ができるんですけども、私生活ではほとんどしないですね。

### 司会者

1番の方も、お仲間うちでこんな経験してというようなこと、話したい

とか思われませんか。聞かれたりしませんか。

経験者 1

聞かれたりしますし、裁判員に行くのでちょっと断りの返事をしたりすることもありますので、もうとにかく、お友達からそういう話が出たときは、いろいろ言えないけど、もし来たら絶対してね、絶対裁判員の経験してねというのは言っています。

司会者

ありがとうございます。言える範囲も結構あるかと思いますので、言える範囲ではぜひいろいろな感想を皆さんにお伝えいただければなというふうに思ったりいたします。

大分時間が進んでしまったので、ここで検察官と弁護士さんのほうから質問をしていただこうかと思います。まず、栗木検察官、いかがでしょうか。

検察官

熊本地方検察庁の栗木でございます。今日はありがとうございます。

私のほうからは、冒頭陳述について1点、皆様にお尋ねしたいと思っております。

初めに、冒頭陳述で検察官、それからあと弁護人のほうからもございますが、これから証拠によって証明する事実ということで内容を申し上げて、その際、資料を皆様のお手元に配付させていただいたかと思うんですが、その冒頭陳述が終わった後にお配りした資料など、どういった形で利用されることになるのかなと疑問に思っているところがありまして、差し支えない範囲で御教示いただければと思います。

司会者

どなたかあられるでしょうか。じゃ、2番の方いかがですか。

経験者 2



私のときには、余り分厚いというか、ボリュームのある資料ではありませんでしたので、持ち帰って、みんなでひも解きながら、ほとんど不明な点とかいうものはなかったんですが、例えば、強盗致傷というのが、漠然と強盗致傷という言葉は知っていても、それが実態として何なのか、どういう罪になるのかというのは全く知らなかったから、そういうところを教えてもらいながら、だから普通に流れに沿ってひも解きながらというようなことぐらいの記憶しかないんですけれども、実際に話されたことより、もうちょっとボリュームがあってもいいのかなという気はしました。私、いつも仕事でたくさんの資料を見る癖はついているので、そういったところでは物足りない気がしました。

司会者

その冒頭陳述の書面を、後々使った覚えはありますか。ないですか。ほかのお二人も何か読み返して大いに使ったという御記憶のある方はいらっしゃいますか。ちょっと首をかしげておられるようですが。よろしいですかね。

ほかに何か御質問ありますか。

検察官

その場で見られた後は特段何か、後でまた、例えば評議の際であるとか、あるいは証拠調べの際とか、それと何かその後で質疑があったと思うんですけれど、何かまたそれを見たりするような機会ってあるのかなと疑問に思ったものですから、当時の、今回御経験された事件の際はどんな感じだったのかなと思ひまして。

司会者

御記憶があるかどうかにもよるんですけれども、どんな書面をもらったか覚えていらっしゃらないですか。

経験者 3

書面自体，余り詳しく記憶にないんですけれども，印象に残ったのは，やっぱり説明される時に，もう場数を踏まれているんですかね，分かりやすかったです，正直言って。言葉尻がちょっと難しいところもあったんですけれども，何回もやっぱり仕事ではございますけれども，経験されているから分かりやすく説明していただいているなというのがありましたね。

後からの資料というのは，その時点でもうでき上がってしまっているものですから，さほど見るといいますか，再度ちょこっと確認する程度の，私の場合はそのくらいだったと思います。

検察官

特に，1番の方の事件については，事件の件数が多かったものですから，2番，3番の方の事件と比較して，資料も若干量が多かったかなと思っておりまして，その辺，後からどういう，あんまり御記憶がないかもしれないんですけれど，随分，とても覚え切れなかったというお話もあったものですから，その関連で何か御意見等があればお伺いしたいなと思います。

経験者1

たしか，この事件はこれです，これですって何度も読みました。順序よく間違えないように。分かりやすくまとめてあったので，それも，かえって頭の中に入りやすかったです。

司会者

清水谷弁護士どうぞ。

弁護士

ちょっと3番の方に，具体的な内容での御質問なんですけれども，先ほどお話をお伺いした中で，弁護人がBという主張をしたというお話がありました。多分，冒頭陳述の中で弁護人は主張したと思うんですが，実際には，そのBというのは何なのかというのは，医師の尋問を聞くまでよく分からなかったというお話もありました。弁護人の冒頭陳述の中で，Bにつ

いて、何か少しでも説明しようという努力がなされていたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思ったんですけど。

経験者 3

ちょっと今、聞き取りにくくて。

弁護士

弁護人の冒頭陳述，検察官が冒頭陳述した後に弁護人も冒頭陳述すると思うんですが，その中で，Bについて，それがどういうものなのか，これがあるとどうして被告人の刑事責任に影響があるのかというのについて，少しでも分かりやすくひも解こうという努力を冒頭陳述の中でしていたのかどうかをちょっとお伺いしたいと思ひまして。

経験者 3

国選弁護人の方も一生懸命やられていたんですけども，弁護人の方の話からは，正直言ってちょっとつかみどころがなかったなというのが私の意見ですね。

弁護士

すると，その病名がぼんとそこだけ出てきていて，冒頭陳述の中自体ではそれがどういったものなのかはつかみかねたということですね。

経験者 3

そうです。

弁護士

それから，先ほどの冒頭陳述，栗木検事の質問に対しては，非常に分かりやすい説明をなされたということですが，そのBの部分を除いてですけども，弁護人側はいかがでしたか。弁護人の側についても場慣れしていて分かりやすかったという印象なのかどうか。

経験者 3

私の考え方なんですけど，場数を踏まれていないなという感覚だったので

すね。だから、聞いていてもちょっと分かりづらいところがあったとか、ああ、なるほどなというのがやっぱりちょっと薄かったような気がします。

弁護士

1番、2番の方もいろいろな場面あると思うんですけど、弁護活動というのは、冒頭陳述とか、証人尋問とか、まず冒頭陳述について弁護人側の印象をお伺いできればと思いますけれども。

経験者2

私のほうは、今の3番の方とほぼ同じようなことなんですけれども、最初に今回の裁判はこういう内容ですよということで裁判官の方からレクチャーをいただいてから法廷での冒頭陳述ということだったんですが、やっぱり、その話されている内容は明瞭でわかりやすいんですけれども、ロジックとして、だからこの人はこういう犯罪をしたんだとか、この犯罪についてはちょっと軽くしてあげたほうがというところに結びつかないようなことをずっと話されているなという印象が、逆に非常に話が明瞭であったがためにそういう気がしました。そういう話でした。

弁護士

ありがとうございます。

司会者

1番の方は何か御記憶というか、今の清水谷弁護士の御質問についてですけれども、感想ございますかね。もし記憶がないのであれば、もうその旨を答えていただければ。

経験者1

印象としましては、弁護人の方が御主張される内容と、検察官の方が主張される内容を、どちらかというのを本当に悩みました。それほど何というか、判断するのに弁護人のおっしゃることも分かりやすかったというか、考えの一つとしてそうだと思いますし、検察官の方が主張されることも

そうだと思います。

司会者

最終的に判断するときそれぞれ御意見についてそれなりに理解できる  
ところがあって、迷ったというか、それぞれの御主張はよく分かったと、  
こういうことなんですかね。

経験者 1

はい、そうです。

司会者

多分、冒頭陳述に限ってという御質問だと、そこまで明確な御記憶がな  
いんじゃないかなというふうに思いますけれども。

弁護士

ありがとうございます。

司会者

ほかに。

弁護士

1 番の方の事件はすごく複雑だったと。私どもも仕事をやっていて、複  
雑な事案は頭に入ってくるのに結構時間が掛かるんですけども、初めて  
の御経験でこれだけ複雑だと、やっぱりのみ込みにまず時間が掛かると思  
うんですね。工夫というのは、それぞれ法曹三者でやっていかないといけ  
ないと思うんですが、裁判所も検察庁も弁護人も工夫して、参加される方  
がちゃんとのみ込んだ上で審理できるように工夫しないといけないと思う  
んですが、例えば、双方の冒頭陳述が終わった時点で、ちょっと長目の休  
延を取って、そこで双方争いがないこと、あるいはざっくりしたストーリ  
ーのおさらいをその後の供述調書の読み上げを聞く前に長目に時間を取っ  
てやることで、少しでも状況改善すると思いますかということについては  
いかがでしょう。

経験者 1

そうですね，その日にすぐもらって内容を把握しないといけないので，まず整理ができないと何がどうなのかというのが分からないので，やはりそこは説明をしていただいたほうが助かります。時間を取っていただいたほうがいいと思います。

弁護士

私からはそのくらいです。

司会者

よろしいですか。

それでは，一旦ここで10分ほど休憩をさせていただいて，その後，マスコミのほうからのご質問を受けるということにさせていただきたいと思っています。

## 第2 報道記者からの質問等

司会者

それでは，再開をしたいと思います。

記者の方からの御質問ということでよろしいですかね。じゃ，どうぞ。

K A B

今日は貴重な時間をありがとうございます。裁判員を経験された方お一人ずつに代表質問として1題お伺いしたいことがあります。

まず，裁判員制度が始まって5年以上がたちますが，裁判員をその間に経験されて，今，よかったとか，そういった意見も出されましたけれども，改めまして，裁判員制度の在り方について，裁判員制度に対して，賛成若しくは反対，これを経験された上でお答えいただけたらと思います。お願いいたします。

司会者

いかがでしょうか。

K A B

もしよろしかったら， 1 番の方から。

司会者

じゃ， 順番にお伺いいたします。 1 番の方， いかがでしょうか。

経験者 1

一般の私たち庶民の感覚とか意見を取り入れて裁判をするというのは賛成です。

司会者

じゃ， 2 番の方どうぞ。

経験者 2

経験したというところから言わせていただくと， 大賛成と思いますが， やり方そのものはもっと工夫すべきだろうなと思います。

司会者

3 番の方どうぞ。

経験者 3

私も賛成です。

司会者

よろしいでしょうか。

K A B

まず， 皆さん賛成ということだったんですけれども， 1 番の方， 今， 一般の意見を取り入れるということで， そういったことは賛成ということでしたけれども， 2 番の方にお伺いしたいのが， やり方の工夫というところなんですけれども， 先ほども出ましたけれども， 工夫というところで， まだまだ課題が多く残されているということで捉えてよろしいでしょうか。

経験者 2

そうですね， 結局， 裁判所の考える裁判員のやり方だろうなと今， 思う

んです。6人裁判員として選任されていますけど、あくまで裁判所の考えるルールの中での6人の意見を述べるということになると、余り一般の意見じゃなくて6人の意見になっちゃうなという、それが1つと、もう1つは、何と言っても、皆さんこの中身のことを全く分からない。だから、裁判所の中には5年間の蓄積があると思うんですけども、我々一般の中には何の蓄積もないんですね。5年間続いてきた制度です、こういうやり方なんですということは、そのときになって初めて知るのであって、だから、何か裁判員が参加している裁判の中身を皆さんに知っていただければ、もっと興味も出るし、いろんな意見も出てくると思うんです。

思い付きですけども、例えば、何かモデル的な、裁判の中には記者さんが1人裁判記者みたいなのがずっと張り付いて裁判の中身をずっと見ていって、裁判メモというか、そういったのを新聞の中で、必要なところは伏せることが出てくると思いますけれども、うその裁判でもいいんですけど、こういった裁判がありましたって、架空の裁判を作っていただいてもいいんですけど、裁判員6人の方は、全く同じように発言をしたり何たりという、何かそういったことで世間の人たちが知ることによって興味もわくし、よりよい制度になるのかなという気はします。

テレビなんかでやっているうその裁判は、見て面白いんだけど、やっぱり実際経験すると全然違うなというのは分かりますのでね。

K A B

ありがとうございます。

司会者

ほかの方、ございますでしょうか。

熊本日日新聞

今日はお疲れさまでした。

今の質問に関連して、まず、2番の方にお聞きしたかったのが、先ほど



の意見交換のやり取りの中で、本来、一般の方々の常識を取り入れると狙いの下で制度が設計されているんだけど、必ずしもそうっていないんじゃないかと感じていると。

理由として、例えばだったと思うんですけども、量刑の部分で検察の方が何年、それから、弁護側が何年ということで述べられて、それが恐らくベースになって裁判員の方々も考えざるを得ないという恐らくニュアンスだったと思うんですけども、そこら辺の一般の方々がなかなか入っていきづらいというか、その理由みたいなところを、少し詳しく教えていただければと思います。

## 経験者 2

何ととっても、1回しか経験がないし、ほかの裁判の経験ないので、もう本当に小さな体験からなんですけれども、結局、大きなテレビのニュースで、例えば、犯行が起きて犯人が捕まるまでに何箇月も掛かるような事件というのは、それなりにテレビでも報道され、事実なのか、本当なのか、うそなのかわからない部分も含めて、世間一般の何かあると思うんですね。それに比べて、通知を受けてここに来て、今日からこういう裁判をとということになると、そういう見識も何もないもんだから、それに対する、逆に言うと非常に白紙の状態なので、先入観もなく受けられるというところはいいところだと思うんです。

たまたま私の場合には、被告人からの争いも全く何もなくて、弁護人の求刑も検察の求刑も1年ぐらいしかずれがなくてというところだったので、着地点というに変な言い方ですけども、ある程度そういったところの見通しというか、ついたんですけども、ただ、逆に言うと、それは白紙だったので、本当にそれでいいのかどうかもいまだにわからないわけですよ。さっき数字でと言いましたけど、7年なのか8年なのか9年なのか10年なのかというのは、結局、いろんな意見があって、そこを絞っていつ

てというやり方をせざるを得ない部分は当然あるので、そういった経験をしましたから、そういった中で、結局、それ自体はじゃ、裁判員が参加する意義というのは、大小でいうと小じゃなかったのかなって私自身はするんですね。

かといって、じゃ、今例えば、何か例が思い付きませんが、何人も殺したような大量殺人みたいなのに参加しろと言われても、それは多分できないというか、本当に頭を抱えるしかないと思うんですよね、皆さんと一緒にだと思います。なので、そういった部分はやっぱり裁判員制度が持っている根幹的な部分ではあると思うんですけれども、もうちょっとルールを整理するとか、どうすればいいかさっぱりわからないんですが、悩む時間をたっぷり持つことと、結論にうまい具合に導くことができるということの整理ができていたらいいなというふうに思いました。一緒に悩みましょう、判決が出るまで悩みましょう、さあ出ましたというやり方は、ざっくり言うと、だったらというところなんです。

すみません、余りそこをうまく言葉で言えないんですけど。

司会者

ほかにどなたかいらっしゃいますか。

朝日新聞

今日のちょうど午前中に福島地裁のほうで裁判員を経験された女性が、死刑宣告をした事件でストレス障害になったとして国を訴えていた裁判が棄却された判決があったんですけれども、それに関連して、1番の方にお伺いしたいんですが、殺人事件の裁判を経験されて、眠れないことがあったとおっしゃってはいたんですけれども、そういうふうにストレスを感じてしまわれる方ももしかしたらいらっしゃるかもしれないじゃないですか。そういう心労とかを経験された方として、そのようなストレスを感じやすい方はどうされるべきだと思いますか。

経験者 1

まず、裁判員として携わったんですけれども、最終的な判断は3人の裁判官の方が決断されるという、自分に責任をそこまでというか、そういう免許というか、あれを持っていらっしゃる方が判断されるというところで線は引いております。なので、その部分でストレスを、全てが自分の責任じゃないと、その裁判員の立ち位置が裁判官とは違いますので、その部分をきちんと分けているので参加することができるので、ストレスはそういう部分で取り除かれると思います。

朝日新聞

すみません、ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれませんが・・・。

司会者

裁判員の1番の方、誤解があるといけないので、松尾裁判官のほうから御説明させていただいてもいいですか。

裁判官

裁判員の方に入っていて一番最初の説明から裁判員と裁判官の意見の重みは同じですという説明をずっとさせていただいて、ですから、最終的に責任はとかいうことじゃなくても、権限として、特にどっちが重いとか振り分けはせずに議論を進めていきます。それは思い出されましたかね。

経験者 1

はい。

司会者

裁判員の方がお一人で責任を負うわけじゃなくて、裁判員、裁判官全体で話し合いの上での結論なんだというところで、全体で責任を持っていきますよというところは、多分皆さん説明されたと思うんです。多分御質問がちょっと分かりにくかったのかなと。もし追加であれば。

朝日新聞

要は、福島地裁で訴えられている元裁判員の方は、どちらかというところ、遺体の現場写真を見たり、被害者のうめき声を聞いたりした、119番のですね。そういうことでストレスを感じたことが駄目だと言って国を訴えていたわけなんです。で、御自身もやっぱり、加工はされていたのかもしれないんですけども、遺体写真を見られていて、そういうふうにストレスを感じやすい人はどう対処したらいいのかということですね。そもそも断ったほうがいいんじゃないかとかいう御意見でも結構ですし、御自身、何か対処法があれば教えていただければと思います。

経験者1

もうそれは断ったほうがいいと思います。

司会者

自分がどのぐらいストレスに耐性があるかというのがどこまで分かるかという問題もあると思いますので、弱いなと思っている人が結構強かったり、強いと思っている人がかえって弱かったりすることもある、すごく個人差のある問題だと、私はそう理解はしているんですけども、何か、本当に心配だったら、その旨を選任のときに裁判所に申し出るとか、いろいろ方法はあるんじゃないかと思いますので、ぜひそういう方法もあるということをお伝えいただければなというふうに思いました。よろしいですかね。

経験者1

ええ。

司会者

ほか、ございますか。

熊本日日新聞

今の質問に関連してなんですけれども、それこそ今言われた遺体の写真

ですとか、話に先ほど出た殺人現場の写真ですとか、裁判員の方のストレスを配慮して、直接の写真ではなくてイラストにした上で提示するとかということが最近なされるようになってきて、そのことに対しては、例えば事件の残虐性なんかを理解してもらうためには、写真そのものを裁判員の人に見てもらったほうが一番いいんだという考え方もあれば、必ずしも裁判員のストレス、負担なんかを考えれば、そのままの写真じゃなくても、例えば、それをちょっとイラストに加工したりとか、そういった形でも事件そのものの内容は理解してもらえんじゃないかとか、いろんな考え方があって、今、課題にはなっているんですけども、その点について、どうあるべきかというのを、それぞれ3人の方、もしお考えがあれば聞かせてもらってもよろしいでしょうか。

司会者

いかがですか。3番の方からどうぞ。

経験者3

ちょっと脇道にそれますけれども、控室へ帰って裁判員のみんなとの話で、私の受け持った案件は殺人じゃなかったものだから、みんな正直な話、よかったねというような言い方をしていたんですね。ただ、これが実際、殺人事件で自分が担当をしたときにということで思うと、これは今、ちょっと思い付いたんですけども、今言われたイラストか実写かというので、選択肢は裁判員の方で判断できたらなど、実際それができるかできないかはわからないんですけども、そういう一つの意見があってもいいかなとは思ったんですけども。

司会者

2番の方。

経験者2

これは私も分からないですね。例えば、残虐性をアピールしたいのであ

れば、例えば、傷害、暴行とか受けた方、女性の方だったりお子さんだったりした場合に、昔はこんなにきれいな方でした、今はこんなに傷がありますと、残虐性は何もないんですよ。そういった写真を出すことによってアピールすることが可能かもしれない。かといって、死体を見せる必要があるかどうかという、それは単に殺人が行われたということだけでもいいかもしれない。それによって精神的にダメージを受ける可能性があるとするれば、そこは、まずは控えて、必要があれば要望のある人だけ見せるというようなことは、今後はやっぱりそういう事例が積み重なっていく中ではあり得るだろうと思います。

結局、肉屋さんで肉を見て吐く人はいないですよ、食欲を感じることはあっても。でもそれが、いや、これ実は人間の肉なんですよと言われたら、途端に気分が悪くなって、これが殺人現場で、実は肉屋さんが人を殺していたなんて外国ではありますけれども、そういった話で、精神の話になると、ちょっと私はよく分からないですね。恐らく、それは勘案すべきだろうとは思いますが。

司会者

1 番の方はございませんか。

経験者 1

私はなるべく見たくはないです、そういう写真は。なので、もう見てしまってストレスを受けてしまったら取り返しが付かないというか、どうしようもないので、なるべく見ないというか、選択できるというか、そういうのがあればいいと思います。

司会者

ありがとうございました。時間になりましたので、本日の意見交換会、これで終了させていただきたいと思います。本日は本当にお忙しい中、お集まりいただきまして、また、多くの貴重な御意見をいただきまして、本

当にありがとうございました。本日の御意見，参考にさせていただきながら，さらによりよい裁判員制度を目指して努力をしていきたいと思ひます。